

## 尾鷲市公告

尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務に係る公募型プロポーザルを行うので次のとおり公告する。

令和6年5月30日

尾鷲市長 加藤 千速

### 1. 業務の概要

- (1) 業務名 尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務
- (2) 業務場所 三重県尾鷲市中村町地内
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期限 契約の日から令和7年3月31日までとする。

### 2. 参加資格要件

- (1) 本業務のプロポーザルに参加するものは、参加書類提出日から、本業務委託契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たす単独企業又は、特定設計業務企業体（以下、「共同企業体」という。）の共同施行方式とし、結成にあたっては構成員が自主的に結成するものとします。
  - ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - イ. 単独企業及び共同企業体の構成員は、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録があること。
  - ウ. 単独企業及び共同企業体の代表者は、イの登録に係る建築士事務所において、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）を恒常的に雇用しており、その所在地は、日本国内であること。
  - エ. 共同企業体の構成員は、本業務の他の共同企業体の構成員又は他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。
  - オ. 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖を受けていないこと。
  - カ. 尾鷲市建設工事指名停止措置要領（以下「資格停止措置要領」という。）に基づく資格停止措置期間中でないこと。
  - キ. 日本国内で建設工事等に係る資格（指名）停止措置を受けていないこと。
  - ク. 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。

- ケ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- コ. 管理技術者として、一級建築士の資格を有する者を 1 名配置できること。
- サ. 意匠主任技術者として、一級建築士の資格を有する者を 1 名配置できること。
- シ. 構造主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有する者を 1 名配置できること。
- ス. 電気設備主任技術者として、一級建築士、建築士法第 10 の 2 条第 4 項に規定する設備設計一級建築士（以下「設備設計一級建築士」という。）又は建築士法施行規則第 17 条の 18 に規定する建築設備士（以下「建築設備士」という。）の資格を有する者を 1 名配置できること。
- セ. 機械設備主任技術者として、一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者を 1 名配置できること。
- ソ. 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は兼ねることはできないものとする。ただし、設備設計一級建築士が電気設備主任技術者又は機械設備主任技術者である場合には、他の設備主任技術者を兼ねることができるものとする。
- タ. イの所属する一級建築士並びにコ、サ及びシで配置する技術者は、参加申込時において所属する事務所等と 3 か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

## (2) 協力者（協力事務所）

「参加申込書類」を提出する者は、本業務に関する専門分野（管理技術者、意匠主任技術者及び構造主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができます。

ただし、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する建築士事務所等は、(1) の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有しません。

なお、協力者（協力事務所）は、(1) のア、オ、カ、ク及びケの要件を満たしていなければなりません。

## 3. 担当部署

尾鷲市教育委員会 生涯学習課

〒519-3616 三重県尾鷲市中村町 10-41

T E L               : 0597-23-8293

F A X               : 0597-22-0080

メールアドレス : syougai@city.owase.lg.jp

#### 4. 手続き等

- (1) 尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務公募型プロポーザル実施要領等の配布

ア. 配布場所

実施要領等は、尾鷲市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。

- (2) 参加申込書類の提出

提出書類

- ア. 参加表明書（様式第1号）  
イ. 会社概要（様式第2-1号）  
ウ. 特定建築設計共同企業体参加申請書（様式第2-2号）  
エ. 委任状（様式第2-3号）  
オ. 特定建築設計共同企業体協定書（様式第2-4号）

提出場所

「3. 担当部署」に同じ

提出期間

公告日から令和6年6月14日（金）の午前9時00分から午後5時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。  
※書留郵便は、期間内必着とする。

提出方法

提出期間内に持参又は書留郵便（簡易書留も可）により提出してください。

- (3) 第1次審査用技術提案書の提出

参加表明書（様式第1号）を提出した者は、技術提案書、その他募集要領に定める書類を作成して提出してください。

提出場所

「3. 担当部署」に同じ

提出期間

公告日から令和6年6月24日（月）の午前9時00分から午後5時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。  
※書留郵便は、期間内必着とする。

提出方法

提出期間内に持参又は書留郵便（簡易書留も可）により提出してください。

- (4) 第2次審査用技術提案書の提出

1次審査により選定された者は、募集要領に定める書類を作成して提出してください。

#### 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

#### 提出期間

第1次審査結果通知日から令和6年8月19日（月）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

※書留郵便は、期間内必着とする。

#### 提出方法

提出期間内に持参又は書留郵便（簡易書留も可）により提出してください。

#### 5. その他

- (1) 技術提案書の作成及び提出等、プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルの実施にあたり、不正行為を行った者又は技術提案書に虚偽の記載を行った者に対しては、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (3) 提出後の参加申込書、技術提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。ただし、技術提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類は、この要領に基づく審査事務以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、尾鷲市情報公開条例（平成11年条例第16号）、尾鷲市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）の取り扱いによるものとする。なお、採用された技術提案については、募集要領の定めによる。
- (7) 本業務の契約相手となった者は、技術提案書に記載された配置予定技術者を本業務に配置することとし、原則として、契約の締結後から業務が完了するまで変更を認めない。
- (8) 本業務の契約相手となった者の技術提案書の内容については、本業務の特記仕様書に明記するものとする。
- (9) その他詳細については、実施要領等によるものとする。